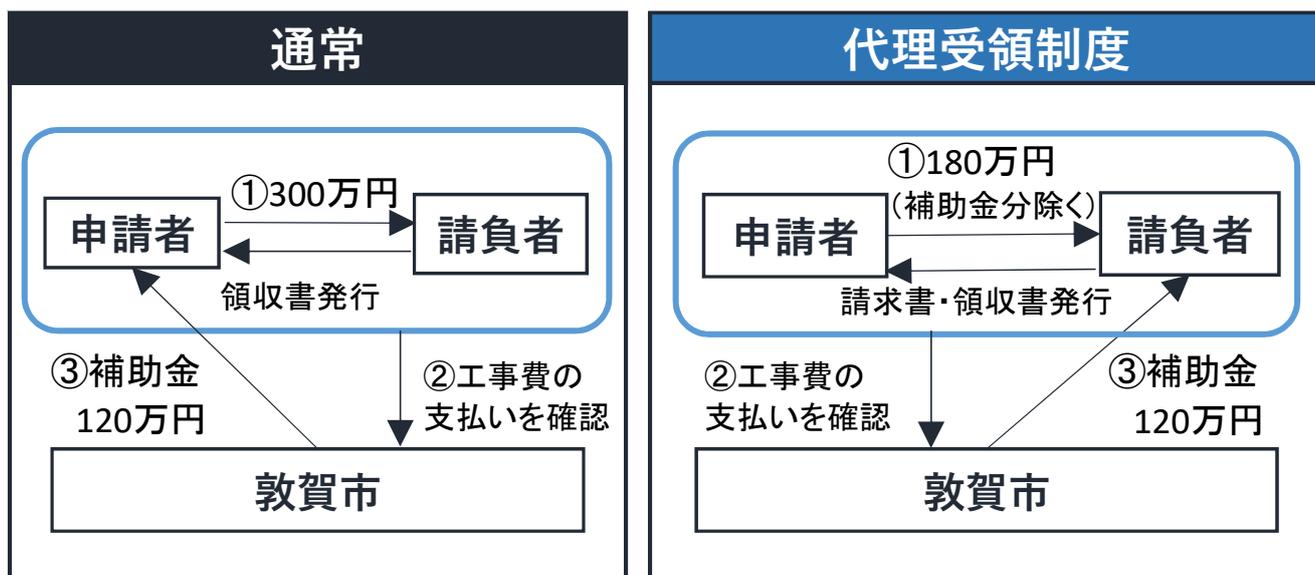


# 補助金の代理受領制度について

申請者との契約により、工事等を実施した請負者(施工業者)が、申請者の委任を受けて補助金を受領する制度です。

制度の利用により、**申請者は**工事の請負者(施工業者)に工事にかかる金額から補助金を差し引いた額のみを支払うことになり、**支払い時の費用負担が軽減**されます。

## 代理受領のイメージ図(工事費300万円、補助金120万円の場合)

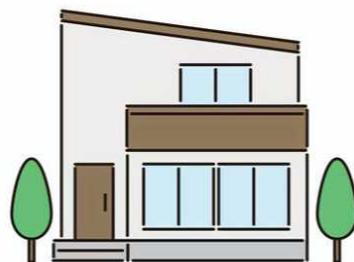


### 【手続きについて】

原則、補助金の交付申請時に代理受領委任状を提出してください。  
工事完了後、完了実績報告書に請求書及び領収書の写しを添付して提出してください。

### 【利用可能な補助制度】

- ・木造住宅耐震改修促進事業
- ・老朽危険空き家等除却支援事業
- ・危険ブロック塀等除却支援事業
- ・建築物瓦屋根耐風改修支援事業



### 【制度の利用にあたっての注意事項】

- ・代理受領払いが出来るのは、申請者と契約をし、工事等を実施した請負者(施工業者)に限ります。
- ・代理受領の利用にあたっては、委任状が必要になります。
- ・完了実績報告書に添付する領収書については、『契約書の額から補助金の額を差し引いた額の領収書(写し)』を提出してください。
- ・補助金は請負者(施工業者)が請求することになります。補助金の支払いは、市への請求後2から3週間後となりますので支払い時期について契約者間で十分協議して申請してください。

お問合せ先

敦賀市建設部住宅政策課  
敦賀市中央町2丁目1番1号(市役所3階)  
電話番号:0770-22-8141